

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名称

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、本町にある町立小学校 7 校、町立中学校 4 校の再編に関する検討を行い、隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画（以下「計画」という。）の策定支援を行うものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 9 日までとする。

4. 契約上限額

9, 9 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

本町の町立学校（小学校 7 校、中学校 4 校）の再編に関する検討を行い、計画の策定を支援するため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は、計画に必要な事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の業務提案により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

（1）現状把握・分析

学校再編をとりまく国・県・町の動向、各校の沿革や施設状況、児童数、学級数の動向をはじめ、本町の学校再編に関する検討を行うために必要な資料・データを整理し、それらの資料をもとに、現状分析、将来推計等を行い、現状及び将来における問題点や課題を整理する。

（2）町民アンケート調査

学校教育環境に関する町民の意見やニーズ等を把握するため、町民を対象とするアンケート調査を実施する。

アンケート調査の主な仕様は以下のとおりとする。

- ・調査対象：18 歳以上の隠岐の島町民 2,000 人以上
- ・調査方法：町内会・自治会を通じて調査票配布、郵送又はインターネットによる回収とする。
- ・作業内容：調査内容の検討、調査票の作成、調査票及び発送用・返信用封筒の印刷、調査票の発送・回収、インターネット回答フォームの作成、回答票のデータ入力、集計、分析、結果のとりまとめを行うものとする。

（3）学校教育環境基本方針（案）（以下「基本方針（案）」という。）の作成支援

隠岐の島町立小中学校のあり方検討委員会からの検討結果報告等をもとに、基本方針（案）の作成支援する。併せて、基本方針（案）の概要を分かりやすく簡潔にまとめた概要版を作成する。

（４）住民説明会の運営支援

計画の策定に際し、住民との合意形成を図るための住民説明会の企画・運営を行う。住民説明会は10回程度の開催を想定している。

（５）計画素案の作成支援

町民アンケート調査及び住民説明会の結果をふまえ、基本方針（案）の修正を行い、計画素案としてとりまとめる。

（６）パブリックコメントの実施支援

計画素案に対するパブリックコメントの実施にあたり、必要な資料を作成するとともに、出された意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

（７）計画原案の作成支援

パブリックコメント等の結果をふまえ、計画素案の修正を行い、計画原案としてとりまとめ、令和9年1月末までに隠岐の島町に提出する。

（８）隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営支援

策定委員会にて、計画の検討を行うため、必要な資料の作成、会議への出席するとともに結果のとりまとめを行う。

（９）報告書のとりまとめ

業務の成果を、業務報告書にとりまとめる

（10）打合せ協議

受託者は、業務の遂行にあたり、隠岐の島町と必要な打合せを行うものとする。また、業務の実施に際し、隠岐の島町の要請に速やかに対応するものとする。

（11）成果品

隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画 電子データ（CD-R 等）----- 1 式
業務報告書 電子データ（CD-R 等）----- 1 式

6. 業務実施の留意事項

（１）隠岐の島町との調整

① 定期的な打合せ

② その他の調整

(2) 成果の帰属及び秘密保持

① 本業務により得られた成果は、原則として隠岐の島町に帰属する。

② 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から隠岐の島町に提出された業務提案書等は、本業務における受託者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が隠岐の島町から受領又は閲覧した資料等は、隠岐の島町の了解無く公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た隠岐の島町等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律の規定を順守し、対象者の個人情報保護に万全を期すこと。

(3) 再委託

受託者は、原則として業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由により業務の一部において再委託を行う場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、隠岐の島町の承諾を得なければならない。

(4) その他の事項

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、隠岐の島町と協議して定める。